

長崎県立佐世保東翔高等学校 いじめ防止基本方針の概要

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

第3条では、「いじめは全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを旨として行われなければならない。」とし、いじめの防止対策については、「全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめを受けた生徒の心身に及ぼす深刻な影響等、いじめの問題について生徒が理解を深めることを目的に行われなければならない。」としています。

2 いじめ防止に向けた目指すべき生徒像

いじめを全人教育の徹底を通じ、命を重んじ、心豊かでたくましく差別やいじめをしない自立した人間性豊かな生徒の育成に努めていきます。

3 いじめ防止対策のための組織

いじめの防止あるいは発生時の対応等にあたる組織として、本校職員及び外部委員からなる「いじめ不登校対策委員会」（以下、対策委員会）を設け、以下の案件について取り組むものとしします。

- ① いじめ防止対策の年間指導計画の策定。
- ② いじめ防止を目的とした研修計画及び研修内容の作成。
- ③ 各分掌や教科と連携しいじめ問題の理解に資する教育活動の実践。
- ④ 関係分掌と連携しいじめの早期発見につながるアンケート調査の実施とその分析。
- ⑤ いじめ発生時の対応策の決定。
- ⑥ 重大な事態発生の際の事実関係の調査及び県教育委員会への報告。
- ⑦ いじめ防止対策の年間計画の検証。

4 いじめ防止のための具体的な取組

いじめ防止のために、以下の項目について取組を進めます。

- ① 校内指導・支援体制の確立。
- ② 教師の指導力向上。
- ③ インターネットの利用や人権に係わる講話の実施。
- ④ 進路講話の実施。
- ⑤ 職場体験学習（インターンシップ）の実施。
- ⑥ 産業社会と人間及び総合的な学習の時間の授業を通じた自己理解、仲間意識の醸成。
- ⑦ 生徒の主体的活動を目指した授業の改善。
- ⑧ 取組の保護者・地域への周知
- ⑨ 生徒会や部活動部員による地域貢献活動の実施

- ⑩ 東翔祭や体育祭などの学校行事を通じた「仲間意識」の醸成
- ⑪ 生徒会によるいじめ防止の取組
- ⑫ PTA新聞等によるいじめ防止のよびかけや家庭の協力

5 いじめの早期発見について

いじめの早期発見に向けて、以下の項目について取組を進めます。

- ① 保護者や地域、関係機関との連携
- ② 日常的な観察と情報の共有。
- ③ 定期的な「悩みアンケート」の実施。
- ④ カウンセラー機能の充実。

6 いじめ発生時の対応

いじめが発生した場合、以下の図にしたがい、迅速な対応を図ります。

